

## 汚水排除量認定のための計測装置設置に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号。以下「条例」という。）第15条の2に規定する計測装置の設置について必要な事項を定める。

### (設置計測装置)

第2条 条例第15条の2に規定する計測装置は、地下水揚水用動力ポンプ（以下「ポンプ」という。）の汲み上げ水量を計測する量水器（以下「量水器」という。）及びポンプの稼動時間を積算計測する時間計（以下「時間計」という。）とする。

### (汚水排除量の認定方法)

第3条 水道水以外の水を家事用以外に使用する場合の汚水排除量の認定は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 直接査定

量水器により直接水量を計測する場合は、当該計器の指示量（今回指針から前回指針を差し引いたもの）を汚水排除量とする。

#### (2) 間接査定

時間計により間接的に水量を計測する場合は、ポンプの単位時間当たりの揚水量を査定し、当該計器の指示量（今回指針から前回指針を差し引いたもの）を乗じて得た水量を汚水排除量とする。

### (設置対象)

第4条 計測装置の設置対象は、水道水以外の水を使用する事業所等（以下「事業所等」という。）とする。ただし、次の各号の一に該当する事業所等については計測装置の設置対象外とする。

#### (1) 物理的に計測装置を設置することが困難な場合

#### (2) その他計測装置による認定が適当でない場合

### (設置基準)

第5条 設置する計測装置は、原則として量水器とし、当該ポンプの設置状況及び使用の態様により量水器の設置が困難な場合は時間計を設置する。

なお、前条に基づき計測装置を設置しない場合は、当該事業所等の業態、揚

水設備、水の使用状況その他の事実を考慮してその使用水量を認定し汚水排除量とする。

(設置場所)

第6条 計測装置の設置場所については、原則として揚水量又はポンプの稼働時間等が適切に計測できる位置に設置するものとする。

(使用期限)

第7条 計測装置の使用期限(時間計を除く)は設置した日から8年とする。なお、計測装置について取替えの必要が生じたときは適宜交換するものとする。

(検針)

第8条 計測装置の検針は、隔月(偶数月または奇数月)に市が行なう。

2 計測装置の指針に異常を認めた場合における汚水排除量の認定は、計測装置が異常となった原因、時期及び事業所等の地下水の使用状況、業態等を勘案し、次の各号のいずれかにより行なうものとする。

- (1) 前年同時期における使用水量
- (2) 前3期における月平均の使用水量
- (3) その他確実な根拠によると認められる方法により算定した使用水量

(設置工事等)

第9条 計測装置の設置、移設、撤去、取替等の各作業は、市が行なうこととし、これに要する経費は市の負担とする。なお、事業者等が自ら設置した計測装置については、事業所等の負担とする。

(設置の承諾)

第10条 計測装置の設置にあたっては、「計測装置設置承諾書」により事前に事業所等の承諾を得るものとする。なお、承諾した事業所等は計測装置設置等に協力しなければならない。

(計測装置の管理)

第11条 計測装置が設置された事業所等においては、第6条の規定により設置した計測装置の設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 市は、必要があるときは、計測装置の設置場所を変更することができる。

(計測装置の変更の届出)

第12条 事業所等は、水道水以外の水の使用の態様又は計測装置を変更する必要がある場合は、事前に市にその旨を届け出なければならない。

(関係職員の立ち入り)

第13条 市は、設置した計測装置の検針又は保守管理のため、設置場所に立ち入ることができる。

(計測装置の損傷等)

第14条 事業所等の故意または過失により計測装置を亡失または損傷したときは、当該事業所等から弁償金を徴収する。

2 第1項の弁償金の額は、計測装置の単価及び新たに計測装置を取り付けるのに要する費用を加えたものとする。

(管理台帳)

第15条 条例第15条の2により設置した計測装置は「計測装置設置管理台帳」に記録し、適正な管理に努めることとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、計測装置の設置について必要な事項は、下水道管理者がその都度定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。